

R5年度鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金のご案内

I 鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金について

1 目的

本補助金は、国際情勢を背景としたエネルギー価格の高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧受電中小事業者及び特別高圧受電商業等施設入居者の電気料金負担に対し緊急に支援することを目的として交付するものです。

2 補助対象者

(1) 特別高圧を受電している中小事業者等（特別高圧受電中小事業者）

鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合。

※上記に該当しない大企業、官公庁施設、大型病院等は対象になりません。

(2) 特別高圧受電している商業施設に入居する店舗等（特別高圧受電商業施設等入居者）

施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して、当該契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者が運営する店舗

※上記に該当しない大企業、中小企業者に該当しない行政サービス事業等及び単にATM設置など無人で業を営む場合の出店等は対象になりません。

3 補助概要

各事業者の令和5年4月～9月分までの特別高圧電力の使用料金を従量に応じて補助します。

4 補助額等

(1) 特別高圧を受電している中小事業者等

対象期間	補助内容
①令和5年4～8月分	各月ごと1kWhの使用につき3.5円を補助
②令和5年9月分	1kWhの使用につき1.8円を補助

※1kWh未満は切り捨てになります。

※補助額は、①・②の合計（1円未満切り捨て）となります。

※補助金は1事業者ごと1,000万円が上限となります。

(2) 特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗

対象期間	補助内容
①令和5年4～8月分	各月ごと1kWhの使用につき3.5円を補助
②令和5年9月分	1kWhの使用につき1.8円を補助

※1kWh未満は切り捨てになります。

※補助額は、①・②の合計（1円未満切り捨て）となります。

※入居店舗ごと補助対象となります。複数の店舗を経営する事業者はまとめて申請することも可能です。

※一つの商業施設で補助の上限を1,000万円とし、上限に達する場合は上記の合計額から相応分の額が減額されますので、あらかじめご了承ください。

※中小企業基本法第2条第1項の中小企業者は以下のとおりです。

業種	会社又は個人
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

II 補助金の申請について

1 補助事業のスケジュール

項目	実施者	時期・期間	内容
① 申請書提出	事業者	随時 (最終:令和5年12月22日)	特別高圧電力の使用状況見込み記載して県に申請書を提出します。(夏季に電力の使用が増加すると思われるので、月々の使用量を適切に見積もってください。)
② 交付決定	県	随時	申請書を審査し、使用見込量を元に補助金の交付決定をします。
③ 実績報告	事業者	補助事業完了後 (最終:令和6年2月9日)	9月分までの高圧電力料金の支払い後、実績報告書を作成し、領収書等を添付して県へ提出します。※事業期間中に補助上限を超える場合は、その段階で報告することも可能です。
④ 補助金額確定	県	2週間程度	実績報告を審査し、補助金額の確定及び支払額を通知します。
⑤ 補助金支払	県	2週間程度	補助金として支払います。(精算払)

2 申請書の提出

受付期間	令和5年7月3日(月)以降随時 (最終期限:令和5年12月22日(金) ※消印有効)
必要書類 (1部ずつ)	(1) 補助金交付申請書【参考様式】様式第1号 (2) 事業計画兼収支予算書(様式第1-1号又は1-2号)
提出先 提出方法	<提出先> 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金 <提出方法> 郵送(提出に係る郵送費用は申請者の負担となります。)

3 実績報告・補助金の支払

(1) 実績報告書の提出

提出時期	補助事業完了後(9月分の電力使用料の支払い後)30日以内 最終期限:令和6年2月9日(金) ※消印有効
必要書類 (1部ずつ)	(1) 補助事業実績報告書【参考様式】様式第3号 (2) 事業報告兼収支決算書(様式第3-1号又は3-2号) (3) 添付資料:特別高圧電力契約書写し(令和5年4~9月分の契約内容記載) (4) 添付資料:領収書(コピー可) (5) 口座振込依頼書
提出先 提出方法	<提出先> 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金 <提出方法> 郵送(提出に係る郵送費用は申請者の負担となります。)

(2) 補助金の支払

実績報告に基づいて補助金の交付額を確定した後、口座振込依頼書による口座に精算払いを行います。

【問合せ先・申請先】

鳥取県商工労働部企業支援課 特別高圧電力料金高騰対策補助金

TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8117 メール: kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/311511.htm> ※申請様式等 web サイトからダウンロードしていただくこともできます。

